

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 20 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

市三條地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 3 年 12 月 10 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

認定農業者	2 経営体
法人	2 経営体
個人	12 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手は十分に確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

従来の農地貸し借りも認めつつ、新たな農地流動化ルール作りを農地中間管理機構と協議を図りながら、より良い形を検討していきたい。

6. 地域農業の将来のあり方

全国的に知名度の高い玉葱、そしてレタス・白菜等を中心とした葉物野菜に生産品目を絞り込み、稲・レタス（葉物野菜）・玉葱と複合化を図っていく。納品業種においても従来の農協・青果卸売業一辺倒ではなく、外食並びに加工産業にも営業することでエンドユーザーが必要とする生産品目にも着手し、顧客価値創造を考えながら取り組んでいきたい。6次産業化においてはA品出荷分において、売上の大半を占めている現状に対し、B品においてもしっかりと収益を計上できうる形を構築していきたい。ピューレ、ケチャップ、ブイヨン、漬物等、A、B品を問合わない加工品を検討し着手できればと考える。